

法人 理念

私たちは、障害をもつ利用者の一人ひとりを主人公として、作業・生活を通し、緑豊かな自然に恵まれた地域で、その人らしい生活が送れることを目指します。

1. 一日の中にも利用者の喜びや楽しみを考えて一緒に行動します。
2. 利用者・職員が笑顔でともに歩み、感謝しあえる関係性を築きます。
3. 些細な事柄でも、気づいたことは、話し合える透明な関係性を築きます。
4. 利用者個々のペースに合わせて行動できる職員を目指します。
5. 地域社会とのつながりを大切に、障害理解促進に努めます。

令和3年2月3日制定

社会福祉法人すぎやまの家

理事長 橋本 浩明

倫理綱領

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

前文

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私は支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私は、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊重

私は、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私は、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私は、知的障害のある人たちが年齢、障害の状態などにかかわりなく、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私は、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

社会福祉法人すぎやまの家 職員行動指針

社会福祉法人すぎやまの家は、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「社会福祉法人すぎやまの家 職員行動指針」を定めます。

すべての職員は、この職員行動指針の遵守に努めます。

1. 利用者の意思・個性の尊重

利用者の意思決定への支援を行うとともに、利用者や家族等に十分な説明を行った上で同意を得ます。

利用者の意向を確認せず、支援者の価値判断を一方的に押し付けるなど、職員の都合を優先させるような支援を行いません。

2. 利用者の社会参加支援

利用者の社会参加の機会が最大限に保障されるよう努めます。

また、地域の方々への障害のある人の理解促進に努めます。

3. 利用者の生活環境、安心・安全の保障

いかなる場合においても安心・安全を基礎とした快適性が確保されるよう努めます。

生活や活動、労働の場において、利用者の快適性が脅かされそうなときには、職員は相互に気を配り、協力し合い、解決に努めます。

利用者からの体調不良の訴えは真摯に受け止め、体調不良を訴えられない利用者には十分な配慮を行います。

4. 情報提供と信頼

あらゆる場面において利用者や家族等にとって分かりやすい情報提供を心がけ、信頼を得られるよう努めます。

また、個人情報の管理については十分な注意を払い、利用者や家族等の同意がない限り公開しません。

5. 利用者に対する専門的支援

職員は、資格の有無にかかわらず、常に利用者の願いや思いの実現のために支援に努めます。

また、利用者の個性を十分考慮し、自分らしさを表現できるように努めます。

6. 自己研鑽・健康管理

職員は利用者の思いに応えるために、常に自己研鑽に努めます。

適切な支援を行うために、常に自らの心身の健康に留意します。

7. 職員のチームワーク

しっかりしたチームワークがあってこそ適切な支援が行えることを認識し、職員一人ひとりがチームの中における自らの役割を認識し、支援における共通の認識を持つことで、利用者への適切な支援が行われるよう努めます。

8. 管理者の責務

管理者は、社会福祉法人の使命と当法人の理念を十分に理解した上で、施設等の健全な経営と利用者の権利擁護に努めます。

※ 家族等には成年後見人を含む。